

○京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第52号

(趣旨)

第1条 市長は、京丹後市地域おこし協力隊員（京丹後市地域おこし協力隊員設置要綱（平成22年京丹後市告示第88号）第1条に規定する京丹後市地域おこし協力隊員をいう。以下「協力隊員」という。）の本市への定住及び地域の活性化等を促進するため、協力隊員（協力隊員であった者を含む。以下同じ。）が、市内で起業するために要する経費に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する協力隊員で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 協力隊員の任期の終了の日から起算して前1年以内に起業する者
- (2) 協力隊員の任期の終了の日以後1年以内に起業する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 協力隊員として任用されてから1年未満の者
- (2) 協力隊員を解任された者
- (3) 市税等(京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)第3条に規定する市税、同条例第19条に規定する滞納金及び同条例第21条に規定する督促手数料をいう。)の滞納がある者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、国又は特殊法人等を含む他の団体が実施する補助を受けていない事業であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 協力隊員が自ら市内で起業するものであること。
- (2) 当該事業の内容が、農林漁業又は信用保証協会の保証対象業種に該当する事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、起業に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額は、補助対象経費から控除する。

- (1) 設備費、備品費及び土地・建物賃借費

- (2) 法人登記に要する経費
- (3) 知的財産登録に要する経費
- (4) マーケティングに要する経費
- (5) 技術指導受入れに要する経費
- (6) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定前の着手)

第8条 補助金交付の申請者は、事業の効率的な実施を図るため、又は事業の実施に当たりやむを得ない事情がある場合で、前条に規定する交付の可否の決定前に事業に着手しようとするときは、あらかじめ事前着手届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更又は中止の承認申請)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画を変更し、又は事業を中止しようとするときは、速やかに京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更（中止）承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の変更の可否又は取消しを決定し、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金（変更交付・取消）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、速やかにその審査を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者から提出された京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付請求書（様式第8号）に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算交付することができる。

3 前項の規定により概算交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等概算交付請求書（様式第9号）

(2) 概算交付を必要とする理由書

(3) 事業資金計画表

(決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段等により補助金の交付を受けたと認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、第9条第2項又は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(取得した財産の管理)

第14条 補助事業者は、事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

申請者 住所
氏名 印
(TEL ー)

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付申請書

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金の交付を受けたいので、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付の決定に当たり、市税等の納付状況について税務資料その他の公簿等により確認されることに同意します。

記

- 1 起業の内容
 - (1) 業種及び事業
 - (2) 所在地
- 2 総事業費 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 交付申請額 円
- 5 事業概要

添付資料

- (1) 事業計画書等（事業の目的や期待される成果等を記載したもの）
- (2) 事業の実施に係る収支計画書
- (3) その他参考となる書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金については、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 交付・不交付の区分 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) 事業終了後は、速やかに実績報告書を提出してください。
 - (2) 補助金の額の確定の際に市に納入すべき市税等の滞納があるときは、補助金の交付の決定を取り消します。
- 4 不交付の理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

届出者 住所
氏名 印
(TEL ー)

事前着手届

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第8条の規定により、補助金交付決定前に着手したいので、別記条件を了承の上、届け出ます。

記

- | | | | | | |
|---|--------|------|---|---|---|
| 1 | 総事業費 | | | | 円 |
| 2 | 交付申請額 | | | | 円 |
| 3 | 事業実施期間 | 着手予定 | 年 | 月 | 日 |
| | | 完了予定 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 事業概要 | | | | |

5 事前着手を必要とする理由

6 別記条件

- (1) 事業の着手から補助金交付決定を受けるまでの間において、事業計画の変更を行わないこと。
- (2) 補助金の交付決定を受けるまでの間において、天変地異等の事由により実施した事業に損失が生じた場合、これらの損失は届出者が負担すること。
- (3) 補助金の交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

補助事業者 住所
氏名 印
(TEL ー)

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金について、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり変更（中止）したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

	変更前	変更後
総事業費	円	円
補助事業費	円	円
交付申請額	円	円
事業概要		

※ 添付資料は、補助金交付申請書の添付資料に準じて提出してください。

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金（変更交付・取消）決定通知書

年 月 日付で変更交付・取消申請のあった京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金については、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定の区分 変更交付 又は 取消
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 交付の条件

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

補助事業者 住所
氏名 印
(TEL ー)

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた下記の事業
が完了したので、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第10条の規定
に基づき、関係書類を添えて報告します。

なお、補助金の額の確定に当たり、市税等の納付状況について税務資料その他の公
簿等により確認されることに同意します。

記

1 起業の内容

- (1) 業種及び事業
- (2) 所在地

2 総事業費 円

3 補助対象経費 円

4 交付決定額 円

5 事業の概要及び成果

添付資料

- (1) 完成写真
- (2) 支払証拠書類
- (3) 事業実施概要報告書
- (4) その他参考となる書類

様式第7号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告書の提出を受けた京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金について、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり確定をしたので通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

様式第8号（第12条関係）

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付請求書

請求金額										円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の頭書に「¥」を記入すること。

ただし、次に係るもの

交付確定通知額 円
今回交付請求額 円

年 月 日付け 第 号により交付確定通知のありました京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金について、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金を請求します。

年 月 日

京丹後市長 様

補助事業者 住所
氏名 印
(TEL —)

なお、次の口座に振込み願います。

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第9号（第12条関係）

京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金概算交付請求書

概算請求額										円
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の頭書に¥を記入すること。

ただし、次に係るもの

交付決定通知額	円
既概算交付額	円
今回概算交付請求額	円
未交付額	円

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定通知のありました京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金について、京丹後市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱第12条の規定に基づき、補助金の概算交付を請求します。

〔添付書類〕 概算交付を必要とする理由書、事業資金計画表

年 月 日

京丹後市長 様

補助事業者 住所

氏名 印

(TEL ー)

なお、次の口座に振込願います。

金融機関			本店 支店 支所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 1 0 条関係)

様式第 7 号 (第 1 1 条関係)

様式第 8 号 (第 1 2 条関係)

様式第 9 号 (第 1 2 条関係)